特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について（令和５年度）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第６項の規定に基づく実施状況の公表については，以下のとおりです。

１　女性職員の採用

年度	採用職員の女性の割合
令和３	４６．２％
令和４	２８．６％

採用職員募集時には，応募者が性別にこだわることのないよう配慮し，職員の採用については，これまでどおり性別にとらわれずに人物重視で採用していきます。女性の雇用拡大に向けて，魅力的な職場環境づくりに取り組みます。

２　女性職員の管理職（課長相当職）への登用

年度	管理職（課長相当職）の女性の割合	数値目標（課長補佐級以上の女性の割合）	
令和３	１５．０％	令和７年度	３０．０％
令和４	１６．７％		

女性職員の意識改革とキャリア形成を図るため，キャリアアップ研修等に積極的に派遣し育成に努めていきます。

３　超過勤務時間数の縮減

年度	職員１人当たりの超過勤務時間の月平均時間	数値目標	
令和３	１４．６時間	令和７年度	１０時間以下
令和４	１５．３時間		

事務事業の見直しを進めるとともに，週１回のノー残業デーの実施，午後９時以降の残業禁止などの取組みにより，超過勤務時間数の縮減に努め，ワークライフバランスを図ります。

４　育児や介護に関わる職員に対する支援体制

年	配偶者出産補助休暇		数値目標	
	取得率	平均期間		
令和３	１００％	３日	令和７年度	１００％
令和４	３３．３％	３日		

年	男性職員の育児参加休暇取得率	数値目標	
令和３	４．５％	令和７年度	３０％
令和４	２１．３％		

※　育児参加休暇とは，大子町職員の特別休暇を定める規則のうち，別表第２中，第17，25，26項に該当する休暇をいいます。1歳6月に達しない子の育児時間休暇（1日2時間まで）や，配偶者の産休期間における未就学の子の養育に必要な期間（上限5日）及び未就学の子の看護休暇などです。

職員が理想とするライフプランを実践できるよう，育児，介護に関わる職員に，各種休暇制度を周知し，利用しやすい環境の醸成に努めます。